



この欄には書かないでください。

郵便物の通信日付印の年月日	確認印	課税台帳	番 号
年 月 日			

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

税務署長殿 (住所) _____ 職業 _____
 (又は事業所、事務所、居所など)
 _____ 年 _____ 月 _____ 日提出 氏 名 _____ 電話番 _____

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付について次のとおり請求します。

還 付 請 求 金 額	円
(下の還付請求金額の計算書の③④の金額)	

純損失の金額の生じた年分	年分	還付の請求が、事業の廃止、相当期間の休止、事業の全部又は重要部分の譲渡、相続によるものである場合は右の欄に記入してください。	請求の事由(該当する文字を○で囲んでください。) 事業の { 廃止 休止 譲渡 } 相 続	左の事実の生じた年月日 ・ ・ 休 止 期 間 ・ ・ ・ ・	この純損失の金額について、既に繰戻しによる還付を受けた事実の有無 有 ・ 無
純損失の金額を繰り戻す年分 (純損失の金額の生じた年の前年分を書きます。)	年分				

還 付 請 求 金 額 の 計 算 書 (書き方は裏面に説明してあります。)

				金 額						金 額		
				円						円		
平成 年分の純損失の金額	A 純損失の金額	総所得	変動所得 ①		B Aに繰 り返 す年 分額	総所得	変動所得 ⑥					
			その他 ②				その他 ⑦					
			所得 ③				所得 ⑧					
			所得 ④				所得 ⑨					
			所得 ⑤				所得 ⑩					
純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	前 年 分 の 税 額	C 課税される金額	総所得 ⑪		繰 戻 し 額 控 除 後 の 税 額	E 繰戻し後の課税金額	総所得 ⑬		総所得 ⑳			
			所得 ⑫				所得 ⑭		所得 ㉑			
			所得 ⑬				所得 ⑮		所得 ㉒			
			所得 ⑭				所得 ⑯		所得 ㉓			
		D Cに対する税額	⑪に対する税額 ⑮			F Eに対する税額	⑬に対する税額 ⑲		⑳に対する税額 ㉔			
			⑫に対する税額 ⑯				⑭に対する税額 ㉕		㉑に対する税額 ㉖			
			⑬に対する税額 ⑰				⑮に対する税額 ㉗		㉒に対する税額 ㉘			
			⑭に対する税額 ⑱				計 ⑳		計 ㉙			
			計 ⑱				定率減税相当額 ㉚		定率減税相当額 ㉛			
			定率減税相当額 ㉚				⑳-㉚ (100円未満の端数は切り捨ててください。)		㉙-㉛ (100円未満の端数は切り捨ててください。)			
			⑳-㉚ (100円未満の端数は切り捨ててください。)				源泉徴収税額を差し引く前の所得税額 (分離課税の株式等の譲渡所得等)に対する税額を除きます。		純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (㉙-㉛)と㉚のいずれか少ない方の金額			
			源泉徴収税額を差し引く前の所得税額 (分離課税の株式等の譲渡所得等)に対する税額を除きます。				⑳-㉚ (100円未満の端数は切り捨ててください。)		㉙-㉛ (100円未満の端数は切り捨ててください。)			
			計 ㉙									

○申告書と一緒に提出してください。

作成税理士
事務所所在地
(電話番号)
署名押印

切り捨ててください。
千円未満の端数は

還付される税金の受取場所	(預金口座に振り込みを希望する場合)	(その他の場合)
	銀行 本店・支店 金庫・組合 農協・漁協 本所・支所 預金 口座番号 _____	郵便局 窓口受取りの場合は、郵便局名のみを書いてください。 通常貯金の 記号番号 _____

書 き か た

- 1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するものです。
- 2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。
- 3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。

(1) 「平成 年分の純損失の金額①～⑩」欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「平成 年分の純損失の金額」欄

空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。

ロ 「A 純損失の金額①～⑤」欄の各欄

純損失の金額の内訳を書きます。

この場合、事業の廃止などの特別な事由により、その年の前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻しをしようとする人で、既にその一部を繰り戻した金額があるとき、または廃止などした年分の所得金額から控除した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残りの純損失の金額を書きます。

なお、純損失の金額のうちに総所得の損失のほか、次の所得の損失があるときは、「③」から「⑤」の各欄の「所得」欄に次の所得の名称を書いてください。

これらの所得が2以上あるときは、①、②、③の順に書きます。

(名称)

- ① 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得
.....「分離短期譲渡」
- ② 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得
.....「分離長期譲渡」
- ③ 山林所得.....「山林」

ハ 「B Aのうち前年分に繰り戻す金額⑥～⑩」欄の各欄

「A 純損失の金額①～⑤」欄の純損失の金額のうち前年分に繰り戻す金額をそれぞれ書きます。

この場合、「⑧」から「⑩」の各欄の「所得」欄には、「③」から「⑤」の各欄に記入した所得の名称を書きます。

なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、一部を繰り戻し、残りを翌年以後3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。

(2) 「前年分の税額⑪～⑲」の各欄は、次のように書いてください。

イ 「C 課税される所得金額⑪～⑭」欄及び「D Cに対する税額⑮～⑲」欄の各欄

純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額(分離課税の株式等の事業所得、譲渡所得及び雑所得などを除きます。また、既に純損失の金額の一部について繰戻しをしている場合は、その繰り戻した金額を差し引いた金額)及びそれに対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控えなどから移記します。

この場合、純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額のうちに総所得のほか次の所得があるときは、「⑫」から「⑭」の各欄の「所得」欄に次の所得の名称を書いてください。

これらの所得が2以上あるときは、④、⑤、⑥、⑦の順に書きます。

(名称)

- ④ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得
.....「分離短期譲渡」
- ⑤ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得
.....「分離長期譲渡」
- ⑥ 山林所得.....「山林」
- ⑦ 退職所得.....「退職」

ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額⑳」欄

純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額(分離課税の株式等の事業所得、譲渡所得及び雑所得などに対する税額を除きます。また、既に純損失の金額の一部を繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額)を前年分の確定申告書の控えなどから移記します。

(3) 「繰戻し額控除後の税額㉑～㉓」欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額㉑～㉒」欄の各欄

「C 課税される所得金額⑪～⑭」から「B Aのうち前年分に繰り戻す金額⑥～⑩」を差し引いた金額を書きます。

この場合、「㉑」から「㉒」の各欄の「所得」欄には、「⑫」から「⑭」の各欄に記入した所得の名称を書きます。

なお、その差引きかたについては、一定の順序がありますから、詳しくは税務署(所得税担当)におたずねください。

ロ 「F Eに対する税額㉑～㉓」欄の各欄

「㉑」から「㉒」までの各欄の金額について、それぞれ純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して求めた算出税額を書きます。

なお、前年分の所得税について変動所得及び臨時所得の平均課税を受けている人は、税額の計算が複雑ですから税務署(所得税担当)におたずねください。

(4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行などのあなたの預金口座への振込みを希望されるときはその取引銀行などの名称(当てはまる文字を□で囲んでください。)、預金の種類名及びその口座番号を書いてください。それ以外のときは支払を受けるのに便利な郵便局名を書いてください。また、あなたの通常貯金(振替預入契約をしているものに限ります。)への振込みを希望されるときは、併せてその通常貯金の記号番号も書いてください。